
Ⅱ. 会計帳簿の備付け及び記載

1. 会計責任者の領収書等の徴収義務等

政治団体の会計経理は、基本的には、団体の内部事務であり、団体内部で定めた経理処理の方法にしたがって行われるべきものですが、政治資金規正法（以下、単に「法」といいます。）は、その目的である政治資金の収支の公開が適切に行われるよう、会計責任者等に一定の義務を課しています。

(1) 領収書等の徴収義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、1件1円以上すべての支出の領収書等を徴収しなければなりません（人件費に係る支出も対象となります。）。

(2) 第三者の明細書の提出義務等（10ページ参照）

代表者や会計責任者と意思を通じて、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等（第三者）には、次のような義務が課されています。

① 収入における法定の手続き

次のような場合に、必要事項を記載した書面を会計責任者に提出しなければなりません。

- ・ 寄附を受けた場合
- ・ 寄附のあつせんをした場合
- ・ 政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした場合

② 支出における法定の手続き

- ・ 1件1円以上のすべての支出の領収書等を徴収しなければなりません。
- ・ 1件1円以上のすべての支出の領収書等、振込明細書を会計責任者に送付しなければなりません。
- ・ 1件1円以上のすべての支出について支出を受けた者の氏名等必要事項を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

第三者が会計責任者に提出すべき書面等

	書面提出が必要な場合	提出期限	提出する書面等	
			書面	書面の記載事項
収 入	寄附を受けた場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名) ・ 金額、年月日
	寄附のあつせんをした場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者とあつせん者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名) ・ 寄附の金額、年月日 ・ あつせんに係る金額、集めた期間
	政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払者とあつせん者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名) ・ 支払われた対価の金額、年月日 ・ あつせんに係る金額、集めた期間
支 出	支出をした場合 (領収書等の徴収義務があります。)	直ちに	領収書等	・ 支出の目的、金額、年月日
			振込明細書	・ 支出の金額、年月日
		7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出を受けた者の氏名、住所 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地) ・ 支出の目的、金額、年月日

※ 上記のほか、資金管理団体である場合に代表者が特定寄附(15ページ参照)をしたときは、代表者から会計責任者への通知が必要です。

2. 会計責任者による会計帳簿への記載

会計責任者は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に把握しておくために、会計帳簿を備え、すべての「収入」、「支出」、「金銭等の運用」について、所定の事項を記載しなければなりません。

会計帳簿を備えない、記載すべきことを記載しない、虚偽の記載をする、といった行為は法に触れることとなります。

なお、会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿、運用簿の三種類とされています。

(1) 収入簿

① 記載事項

収入簿には、政治団体の「すべての収入」及びその収入を「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の6項目に分類した上で、それぞれ、13、14ページの表にある一定の事項を19～21ページの様式の区分に従って記載することとされています。

② 記載しなければならない「収入」とは

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

ポイント1

法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされます。したがって、法による寄附の量的制限や質的制限の対象となります。

ポイント2

利用の実態において、対価を支払うことが社会通念上相当であるようなときに、事務所、労務、物品等が無償提供されている場合においては、これらの対価に相当する金額について、「金銭以外のものによる寄附」を受けたものと考えられるため、会計帳簿や収支報告書に、「寄附」として記載する必要があります。

なお、会社、労働組合等の団体は、政党（政党支部も含む。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならず、また、これに違反してされる寄附を受けることも禁止されていますが、「金銭以外のものによる寄附」もこの規制の対象となります。

収 入 簿 の 記 載 事 項

項 目	記 載 事 項
個人が負担する 党費又は会費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数、金額、納入年月日 ※ 法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。
寄附 寄附 (政党匿名寄附以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 金額（<u>金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額</u>）、年月日 ・ 特定寄附(注1)である場合にはその旨（資金管理団体に限られます。） ・ 遺贈による寄附である場合にはその旨 ・ 寄附をした者が上場・外資50%超(注2)の会社である場合にはその旨(みなし1号団体(政党支部)に限られます。) <p>○ 寄附のうちあつせんによるものがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附のあつせん者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 寄附のあつせんに係る寄附の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
政党匿名 寄附(注3)	<p>(同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の合計額、年月日、場所 <p>(みなし1号団体(政党支部)に限られます。)</p>
機関紙誌の発行 その他の事業による収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の種類、種類ごとの金額、収入年月日 ・ 政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政治資金パーティー(注4)の対価に係る収入があるとき (政治資金パーティーごとに) <ul style="list-style-type: none"> ・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額 ・ 対価の支払をした者の氏名、住所、職業(団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名) ・ 対価の支払に係る収入の金額、年月日 ○ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうちあつせんによるものがあるとき (政治資金パーティーごとに) <ul style="list-style-type: none"> ・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額 ・ 対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所、職業(団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名) ・ 対価の支払のあつせんに係る収入の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入先、借入先ごとの金額、借入年月日
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名 ・ 金額、年月日
その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子収入などその基因となった事実、金額、年月日

(注1)「特定寄附」、「資金管理団体」とは

「特定寄附」とは、公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者になろうとする者を含みます。以下同じです。）が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附のことをいいます。

「資金管理団体」とは、公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した政治団体（1団体に限ります。）をいいます。

なお、**国会議員に係る公職の候補者の資金管理団体は、同時に、国会議員関係政治団体にも該当することとなります。**

資金管理団体の指定の効果としては、概ね次のようなものがあります。

- ・ 特定寄附については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）に関する規定の適用がありません。
- ・ 特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（150万円）に関する規定の適用はないものとされ、政党・政治資金団体以外の政治団体に対する個人による寄附の総枠制限（1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- ・ 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。

(注2)「上場・外資50%超」とは

法第22条の5第1項本文の規定により、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（上場株式会社にあつては、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）から政治活動に関する寄附を受けることは、禁止されています。

ただし、この例外として、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していても、日本法人であつて、その発行する株式が5年以上継続して上場されているもの等については、政治活動に関する寄附が認められており、当該日本法人からの寄附については、収支報告書の備考欄に「上場・外資50%超」と記載することとなっています。

なお、この上場・外資50%超の会社が寄附をするときは、上場・外資50%超である旨を寄附を受ける政治団体に通知することとされています。

(注3)「政党匿名寄附」とは

法では、政治資金の収支の公開を通じて政治活動の公明と公正を確保しようとする法の目的等から、匿名による政治団体への寄附を禁止しています。ただし、匿名寄附であっても次に掲げる要件のすべてを満たした寄附については、例外的に認められ、この寄附を「政党匿名寄附」といいます。

- ・ 政党又は政治資金団体に対してする寄附
- ・ 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附
- ・ 1件当たりの金額が、1,000円以下の寄附

(注4)「政治資金パーティー」、「特定パーティー」とは

「政治資金パーティー」とは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものをいいます（法第8条の2）。

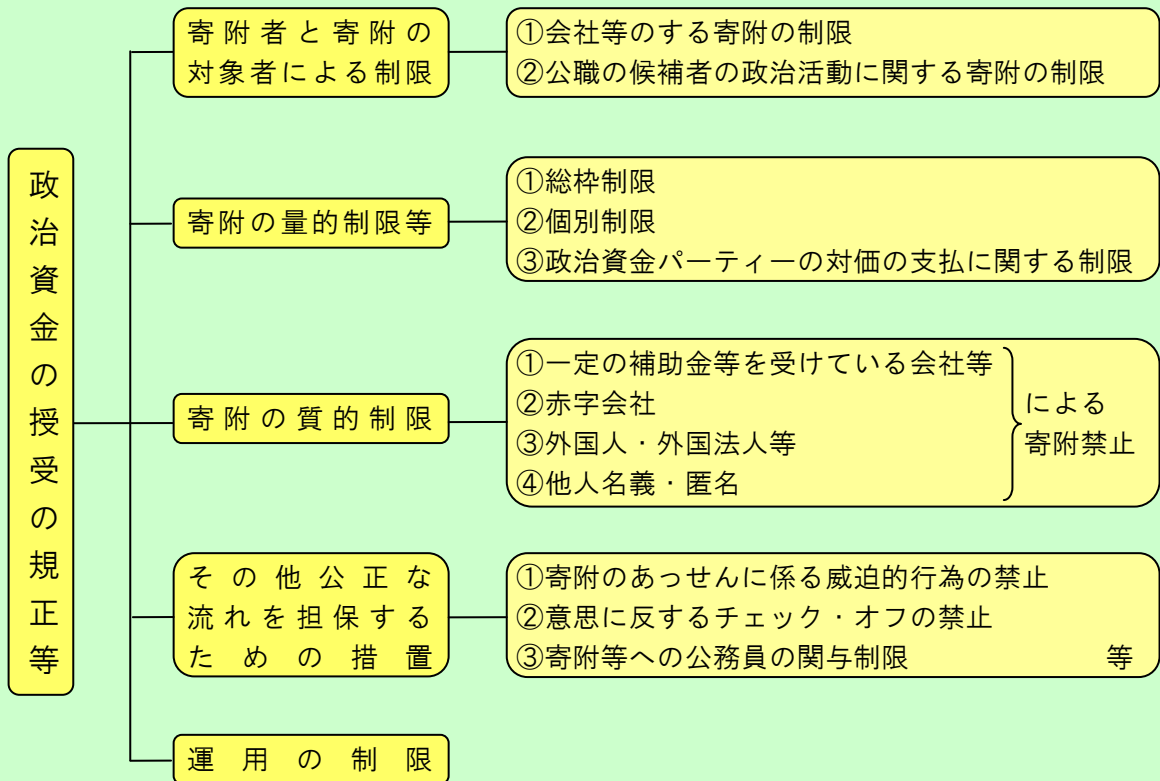
また、政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーについては、収支報告書に個別に明細の記載が必要となります。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、政治団体とみなされ、収支報告書の提出などが必要となります。

【よくあるご質問】 寄附の制限等

Q 法による寄附の制限等はどのようなものがありますか。

A 法で定められた寄附の制限等については、下の図のようなものがあります。



個々の制限のあらましについては、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html)

をご覧ください。

収入簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々々 2 何々々 …… 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	小 計			
(1) 個人によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
	小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々々 2 何々々 …… 合 計			

<p>3 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p>(1) 機関紙誌の発行事業</p> <p>(2) 政治資金パーティー開催事業</p> <p>〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入の内訳</p> <p>ア 個人からの対価の支払</p> <p>イ 法人その他の団体からの対価の支払</p> <p>ウ 政治団体からの対価の支払</p> <p>〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入のうち対価の支払のあつせん によるものの内訳</p> <p>ア 個人によるもの</p> <p>イ 法人その他の団体によるもの</p> <p>ウ 政治団体によるもの</p>	<p>1 何 々々</p> <p>2 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>小 計</p> <p>1 何 々々</p> <p>2 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>小 計</p> <p>(1) 何 々々</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>計</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>(内訳の計)</p> <p>(2) 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>(内訳の計)</p>			
--	--	--	--	--

<p>(3) その他の事業</p> <p>4 借入金</p> <p>5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>6 その他の収入</p>	<p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 小計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p>			
<p>収 入 の 総 額</p>				

(2) 支出簿

① 記載事項

支出簿には、政治団体のすべての支出とその支出を10項目に分類した上で、それぞれ、

- ・ 支出を受けた者の氏名、住所
(団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地)
- ・ 支出の目的、金額、年月日

を記載することとされています。

② 記載しなければならない「支出」とは

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

③ 支出の分類

「支出」の分類については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）に区分します。

さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の4項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の6項目に分類することとされています。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類基準にのっとり、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

ポイント1

支出項目の分類については、まずは、次のいずれに当てはまるのかを区分して下さい。

- 経常経費…… 政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
- 政治活動費… 政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費

ポイント2

次に、24、25ページの分類の基準（政治資金規正法施行規則別記第13号様式：記載要領2(5)(6)）にのっとり、29、30ページの様式の区分に従って、支出の性質、目的ごとに記載して下さい。

支出項目の分類の基準

支出項目	分類の基準
○経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・ 消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目	分類の基準
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

【よくあるご質問】支出項目の分類

Q お茶やジュースなどの飲み物を購入した場合にどの支出項目に分類すればいいのですか。

A 金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。

一般的な例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 事務所の来客用として購入した場合 事務所費
- ・ 集会や大会の出席者用として購入した場合 組織活動費

これら以外の支出項目へ分類することもあり得ると考えられますが、いずれにしろ、政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、その実態に応じて、適切に分類して下さい。

なお、収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会において、政治団体から疑義が寄せられたものについて、27、28ページのとおり、標準的な分類例を示しています。

【参考】平成21年度第2回政治資金適正化委員会（平成21年6月4日）

資料1より抜粋

- 以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
- 支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するのは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。 なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

支出簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(2) 光熱水費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(4) 事務所費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
	合計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の 事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々々 2 何々々 …… 小計				

イ 宣伝事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
エ その他の事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
(4) 調査研究費	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
支 出 の 総 額					

(3) 運用簿

政治団体の有する金銭等の運用に関する事項について、法で認められた運用方法ごとに区分して、それぞれ一定の事項を記載することとされています。

「運用」とは金銭等を利殖その他の目的のために将来資金として回収することを前提に他の財産の形態に変えることをいい、法では次の方法に限定されています。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証証券等の取得
- ③ 金銭信託で元本補てん契約のあるもの

運用簿には、32ページの表にある一定の事項を33ページの様式の区分に従って、記載して下さい。

運用簿の記載事項

項 目	記 載 事 項
預金又は貯金 ※ 次のものを除く。 ・ 普通預金 ・ 当座預金 ・ 普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 預け入れたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金又は貯金の種類 ・ 金融機関の名称、所在地 ・ 金額、年月日 ○ 払戻しを受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金又は貯金の種類 ・ 金融機関の名称、所在地 ・ 金額、年月日
国債証券等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券等の種類及び銘柄 ・ 取得先の名称、所在地（又は氏名、住所） ・ 取得の価額、年月日 ○ 譲渡し、又は償還を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券等の種類及び銘柄 ・ 譲渡先の名称、所在地（又は氏名、住所） ・ 譲渡又は償還の価額、年月日
金銭信託	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信託したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者の名称、所在地 ・ 信託した金銭の額 ・ 信託の設定年月日、期間 ○ 金銭信託が終了したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者の名称、所在地 ・ 委託者（国会議員関係政治団体）に帰属した金銭の額 ・ 信託の終了年月日

運用簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額(a)	預入れ等に係る金銭等の金額(b)	収入金額(a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1	何々々						
	2	何々々						
	⋮	⋮						
2 国債証券等	1	何々々						
	2	何々々						
	⋮	⋮						
3 金銭信託	1	何々々						
	2	何々々						
	⋮	⋮						

3. 会計帳簿の締め切り

会計帳簿は、3つの帳簿ともそれぞれ、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印することとされています。